解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月一日開催の臨時社員総会決議により、同年九月一日千葉県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月四日

千葉県市原市八幡六八七番地二〇

医療法人社団恒翠会

清算人　栗山　徹也

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年九月三十日解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月四日

東京都江東区豊洲三丁目二番二一号

石川島生協労働組合

清算人　島田　昌明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月二十三日開催の第六十四回通常総会の決議に基づき同年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月四日

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目二五番二号　名鉄レジャックビル内

社団法人愛知親和福祉会

代表清算人　川口　泰晴

解散公告（第二回）

当法人は、定款第二十四条の規定に基づき存立期間を平成二十三年九月三十日までとして、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期月間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月四日

神戸市東灘区御影石町四丁目四番一号

財団法人御影振興会

代表清算人　髙嶋　良平

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十月四日

東京都渋谷区代々木五丁目二〇番八号

特定非営利活動法人日本カルトナージュ協会

清算人　石亀　明子

配当公告

岡山市北区御津宇甘五七七番地

破産者　三星コンクリート株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十年（フ）第一一二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四一二、一五八、三八六円

一、配当することのできる金額

金一九、〇六二、七四五円

平成二十三年十月四日

岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階

破産管財人　加瀬野忠吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市川沿町六丁目一八番地六、最後の住所北海道苫小牧市美原町三丁目一五番三号　被相続人　亡　吉田　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月四日

北海道苫小牧市旭町四丁目七番六号

相続財産管理人　司法書士　山川　資

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一六番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区八幡一丁目三番一九号　被相続人　亡　伊東きよめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月四日

宮城県仙台市青葉区片平一丁目一番一一号　カタヒラビル三F

相続財産管理人　弁護士　倉林千枝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市末広町一二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤沼ふさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月四日

事務所群馬県高崎市下小鳥町九二番地三

相続財産管理人　司法書士　飯塚　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市本鵠沼一丁目二六五〇番地、最後の住所神奈川県藤沢市本鵠沼一丁目二番五号　被相続人　亡　石塚スミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月四日

横浜市戸塚区平戸町四八四番地五九

相続財産管理人　白石　紀彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市真田町長一〇六九番地一、最後の住所川崎市中原区小杉町一丁目五二九番地千代田ビル三〇二

被相続人　亡　大久保柳壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月四日

横浜市中区常盤町三丁目二七番地二アークステージ関内九〇一号室　武内法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　康晃

第３期決算公告

平成23年10月4日

東京都日野市大字新井421番地の９

株式会社アイミント

代表取締役　小野　朋子

貸借対照表の要旨（平成23年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,570
	固定資産	3,478
	資産合計	9,048
負債及び純資産の部	流動負債	528
	株主資本	8,520
	資本金	24,950
	資本剰余金	19,850
	資本準備金	19,850
	利益剰余金	△36,279
	その他利益剰余金	△36,279
	（うち当期純損失）	(11,919)
	負債・純資産合計	9,048

第２期決算公告

平成23年10月４日

東京都港区虎ノ門一丁目７番12号

株式会社クロスブリッジ

代表取締役　藤澤　信義

貸借対照表の要旨（平成23年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	162,843
	固定資産	944,477
	資産合計	1,107,321
負債及び純資産の部	流動負債	43,347
	固定負債	1,018,100
	負債合計	1,061,447
	株主資本	45,873
	資本金	20,000
	利益剰余金	25,873
	その他利益剰余金	25,873
	（うち当期純利益）	(30,173)
	純資産合計	45,873
	負債・純資産合計	1,107,321

第３期決算公告

平成23年６月10日

東京都世田谷区桜丘１－１－１

株式会社じょうえつ東京農大

代表取締役　藤本　彰三

貸借対照表の要旨

（平成23年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	19,849
	固定資産	3,757
	合計	23,606
負債及び純資産の部	流動負債	2,233
	固定負債	0
	株主資本	21,373
	資本金	50,000
	利益剰余金	△28,627
	その他利益剰余金	△28,627
	（うち当期純損失）	(18,152)
	合計	23,606